

平成24年5月28日

国連安理会決議に基づくソマリアからの木炭の輸入禁止措置

我が国は、国連安理会決議第2036号（平成24年2月22日採択）を踏まえ、外国為替及び外国貿易法に基づき、ソマリアからの木炭の輸入を禁止する措置を講じることとしました。

1. 措置の背景

本年2月22日、国際連合安全保障理事会は、ソマリアからの木炭の輸出が、ソマリアと国際社会に対するテロの脅威を構成している武装集団アル・シャバーブの相当量の収入源となっており、人道面での危機的状況を悪化させていることに鑑み、ソマリアからの木炭の直接又は間接の輸入防止措置を全加盟国が講じ、その結果を120日以内に制裁委員会に報告すること等を内容とした決議第2036号を採択しました。

2. 実施する措置

我が国は、この決議を遵守するために、本日、外国為替及び外国貿易法に基づく告示（輸入公表）を改正し、ソマリアを原産地又は船積地域とする木炭について輸入を禁止することとしました。

※なお、昨年の我が国へのソマリアからの木炭の輸入実績はございません（貿易統計による）。

3. 本措置の施行日

平成24年5月28日

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

貿易管理課長 吉田

担当者： 松本、神戸

電 話： 03-3501-1511（内線 3242）

03-3501-0538（直通）